

[別記 1]

専用水道布設工事（新設・増設・改良）確認申請書 等各種様式に関する記載要領

1 専用水道布設工事（新設・増設・改良）確認申請書 [第 1 号様式]

(1) 水源水量の概算

当面、次のとおりとする。

ア 河川水、湖沼水及びダム水

① 河川法第 24 条及び第 26 条の許可を受けて取水している場合
許可水量を記載する。

② ①の許可を要しない場合

次の算定式で求めた水量を記載する。

水源水量 (m³/日) = 流域面積 (km²) × 2, 887. 6

※流域面積：国土地理院発行地図により求める取水位置上流の流域面積

イ 伏流水、浅層地下水、深層地下水

これ以上揚水量を増やすと急激に水位が低下し、井戸に障害を起こすとする限
界揚水量を記載する。これらの記録がない場合には、揚水ポンプの能力とする。

ウ 湧水

実測した最低湧水量を記載する。

(2) 水質検査の結果

地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関が報告する水質検査報
告書を添付する。

(3) 水道施設の概要

第 2 号様式により記載の上、添付する。

(4) 申請書添付書類関係の種類と仕様等

ア 専用水道布設工事を必要とする理由

イ 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

・ 水の供給が行われる地域は、八幡市〇〇〇番地と記載する。

ウ 水道施設の位置を明らかにする地図

・ 水源、導水、浄水、送水施設、配水池及び配水本管を一葉の地図に記入する。

・ 地図の縮尺は、1/1, 000～1/25, 000とする。

エ 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする図面

・ 地図の縮尺は、1/1, 000～1/5, 000程度とする。

オ 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

・ 図面は、主要構造物の主要寸法、構造のわかるものとする。

・ 主要構造物は、ダム及び取水堰（水道事業者が設置したもの）、取水門、取
水塔、浅井戸、深井戸、接合井、ポンプます、沈砂池、凝集池、沈でん池、
ろ過池、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、
導水・送水渠とする。

・ 図面の縮尺は、次による。

取水場、配水場、浄水場の一般平面図 1/500～1/1, 000

主要な水道施設の水位高低図 縦 1/100～1/200 横任意

主要構造物の一般図 1/100～1/500

主要構造物の構造詳細図 1/10～1/100

カ 導水管、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らか
にする平面図及び縦断図

・ 平面図には、測定符号、管種、管径、延長のほか、仕切弁、消火栓、河川・
軌道横断、中継ポンプ場等の位置を明示すること。

・ 縦断面図には、測定区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位を記載する
ること。

・ 図面の縮尺は次によること。

平面図 1/1, 000～1/10, 000

断面図 縦 1/200～1/400 横 1/1, 000～1/5, 000

(5) 工事設計書関係

ア 1日最大給水量及び1日平均給水量

- ・ 1日最大給水量 m^3 (1人1日当たり最大給水量 lit)
- ・ 1日平均給水量 m^3 (1人1日当たり平均給水量 lit)と区分し、目標年次まで、各年度毎に記載する。また、水量の根拠を示すこと。

2 水道施設の概要書 [第2号様式]

(1) 取水施設の概要

取水施設の形状寸法及び当該施設内設備の仕様を次の区分により記載する。

ア 河川水、湖沼水及びダム水の場合

形状：安定した取水を確保するために必要な取水堰、取水枠、取水門等取水施設の形状寸法、材質等

仕様：ポンプの設置形式（水中又は地上の区分）、ポンプ揚水量、揚程等

イ 地下水の場合

形状：深度、ケーシングパイプ径、ケーシングパイプの材質等

仕様：ポンプの設置形式（水中又は地上の区分）、ポンプ揚水量、揚程等

ウ 湧水

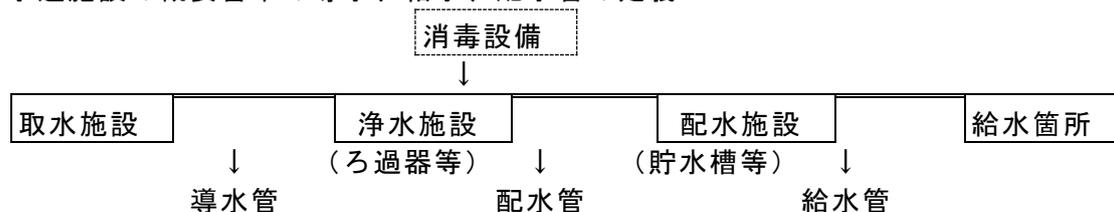
形状：安定した取水を確保するために必要な取水枠等取水施設の形状寸法、材質等

仕様：ポンプの設置形式（水中又は地上の区分）、ポンプ揚水量、揚程等

エ その他

安定した取水を確保するために必要な取水施設の形状寸法、同施設内に設備の機器等の仕様

(2) 水道施設の概要書中の導水、給水、配水管の定義



- ※1 ろ過器等の浄水施設を設けていない場合の導水管の延長は、取水施設から消毒設備の位置までとする。
- 2 配水施設が設けていない場合の給水管の延長は、浄水施設（消毒設備）から給水箇所までとする。

3 専用水道給水開始届出書 [第6号様式]

(1) 施設検査実施日と検査結果

第7号様式により記載の上、添付する。

(2) 水質検査実施年月日と検査結果

地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関が報告する水質検査報告書を添付する。

専用水道確認申請審査調書

審査年月日	年 月 日	申請者	事業名	審査担当者
-------	-------	-----	-----	-------

審査基準及び内容			審査結果	備考	
根拠法令等	事項	留意事項			
水道施設の工事設計書が法第5条の規定による施設基準に適合すること	第5条第1項	水道は、原水の水質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。	水道施設が具備すべき要件、水道施設の位置及び配列を定めるに当たって考慮すべき事項、水道施設の構造及び材質について規定したものである。 当該施設基準は、水道施設の布設当初の要件であるばかりでなく、その後、水道施設が常時保持すべき要件である。	適・否	
		取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。	取水施設は、将来とも水質汚染を受けるおそれがなく良質な水質が得られる地点に設置する。	適・否	
		貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。		適・否	
		導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。		適・否	
		浄水施設は、原水の水質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、濾過池その他の設備を有し、かつ消毒設備を備えていること。	消毒設備は必須の要件である。	適・否	
		送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。		適・否	
		配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。	通常、配水管における最小動水圧が1.5K g/cm ² 以上確保されていなければならない。	適・否	
第5条第2項	水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。		適・否		
第5条第3項	水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。		適・否		
工事設計の記載事項	第33条第4項	一日最大給水量及び一日平均給水量	申請時点から目標年次までの各年度毎に記載するそれぞれの合理的な推計値であること。	適・否	一日最大給水量 () m ³ /日 一日平均給水量 () m ³ /日
		水源水量の概算及び水質試験の結果	水利権のある場合は、許可水量と取水予定量、その他の場合は、最大可能取水量及び計画取水量を記載すること。 水質試験結果は、定期的水質検査の頻度に準じ、原則として最も水質の悪化する時期を含み、1年間以上にわたり水質試験を行い、その結果を記載し、併せて目標年次までの将来予測を添付すること。	適・否	
		水道施設の位置（標高及び水位を含む）規模及び構造	全施設の計画諸元が、明記されていること。 なお、変更の場合は、新旧の対比ができるよう色分け等すること。	適・否	
		浄水方法	浄水方法が明確にわかるよう記載すること。 なお、特殊処理（除鉄、除マンガン、オゾン処理等）を行う場合には、実験データ等を添付し、合理的な浄水方法であることがわかるように書類を整えること。	適・否	
		工事の着手及び完了年月日	需要の発生等から考えて、充分余裕をみて申請する必要があるが、工事期間にも余裕を見ることが望ましい。	適・否	
水道技術管理者	第19条第3項	水道技術管理者の資格要件は、次のとおりただし、1日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、経験年数はそれぞれ半減する。	<ul style="list-style-type: none"> 簡易水道以外の水道の布設工事監督者 大学の土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学を修めて卒業+4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 短期大学or高等専門学校土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学を修めて卒業+6年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 高等学校or中等教育学校の土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学を修めて卒業+8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の修了者 	適・否	

(所見欄)

--

専用水道衛生管理基準

1 専用水道設置者の責務

(1) 給水開始前の検査の届出（法第13条関係）

ア 専用水道の設置者は、水道施設を新設し、増設し、又は改良した場合において、その新設、増設又は改良に係る施設を使用して給水しようとするときは、あらかじめ、水質検査及び施設検査を実施し、その旨を届け出なければならない。

イ 専用水道の設置者は、給水開始前に実施した水質検査及び施設検査の記録を、その検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

(2) 水道技術管理者の設置（法第19条関係）

ア 専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

イ 水道技術管理者の資格

(ア) 政令第7条で定める資格を有するものでなければならない。

(イ) 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、政令第7条で定める資格を要しない。

(3) 水質検査の実施（法第20条関係）

ア 専用水道の設置者は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所から採取した水について、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

(ア) 水質検査項目数

水質基準に関する省令（平成15年5月31日厚生労働省令第101号（平成26年2月28日厚生労働省令第15号一部改正））に定める51項目（別添「水道法に基づく水質基準」参照）

(イ) 定期の水質検査

a 1日1回以上行う検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果

b 概ね1月に1回以上行う検査

- ・ 水質基準に関する省令の表中の一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度の9項目（省略不可項目）並びにジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール
- ・ ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、当該基準項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。
- ・ 省略不可項目のうち、一般細菌、大腸菌の2項目を除く、7項目については、自動連続測定・記録をしている場合には、概ね3月に1回以上

とすることができる。

- ・ ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、当該基準項目についての過去の検査結果が、基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合には、省略することができる。
- 概ね3月に1回以上行う検査
 - ・ 水質基準に関する省令の表中のシアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒドの12項目（省略不可項目）並びに四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、臭素酸、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物及び銅及びその化合物
 - ・ カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤及びフェノール類については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該項目についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該項目についての検査結果が基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
 - ・ ホウ素及びその化合物については、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合には省略することができるが、海水を原水とする場合には省略はできない。

- ・ 臭素酸については、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合には省略することができるが、浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合には、省略はできない。
- ・ 四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンについては、当該基準項目についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略できる。
- ・ カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤及びフェノール類については、当該基準項目についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合には省略することができる。
- ・ 鉛及びその化合物、六価クロム化合物、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物及び銅及びその化合物については、当該基準項目についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合には省略することができる。

(ウ) 臨時の水質検査

a 臨時の水質検査は、次のような場合に行う。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

b 臨時の水質検査は、水質基準に関する省令に定める項目とする。ただし、概ね1月に1回以上行う基準項目の内、省略不可項目以外の項目であって、検査を行う必要がないと明らかに認められる項目については、省略することができる。

イ 水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

ウ 専用水道の設置者は、水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

(4) 水質検査計画の策定（法第20条関係）

ア 専用水道の設置者は、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査の計画を策定しなければならない。

(7) 水質検査計画に掲げる事項は、次のとおりとする。

- a 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るものとしては、原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項であって、水質検査計画を策定する上で関係する事項等を示す。
- b 定期の検査を行う項目としては、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を示す。
- c 定期の検査を省略する項目としては、当該項目及びその理由を示す。
- d 臨時の水質検査に関する事項としては、臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等を示す。
- e 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合には、当該委託の内容を掲げるものとする。
- f その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項としては、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等を示す。

(5) 従事者の健康診断の実施（法第21条関係）

ア 専用水道の設置者は、水道施設の維持管理業務に従事している者の、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

(7) 定期の健康診断

おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる伝染病の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して行う。

なお、次の臨時の健康診断を実施した月においては、行った検査に係る伝染病については、行うことを要しない。

(イ) 臨時の健康診断

伝染病が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した伝染病又は発生するおそれがある伝染病について行う。

(ウ) 健康診断項目

- ・ 病原体検索は、赤痢菌と腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、伝染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意することが望ましいが、体制が整うまでの間、赤痢菌及び腸管出血性大腸菌のうちO-157を対象とし、伝染病の発生状況等を踏まえ、必要に応じてその病原微生物について行うこと。
- ・ 病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行う。

イ 健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

- ・ 記録記載内容は、診断年月日、氏名、性別、年齢、診断医師、診断結果等とする。

ウ 他の法令に基づいて行われた健康診断の内容が、定期の健康診断の全部又は一部に相当するものであるときは、当該健康診断の相当する部分とみなす。

(6) 衛生上必要な措置（法第22条関係）

専用水道の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、次のような衛生上必要な措置を講じなければならない。

ア 取水施設、導水施設、浄水施設、貯水槽等の配水施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

イ みだりに人や動物が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するため、水道施設には、さくの設置、施錠、注意を喚起するための掲示等を設けること。

ウ 給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1 mg/l （結合残留塩素の場合は、 0.4 mg/l ）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、 0.2 mg/l （結合残留塩素の場合は、 1.5 mg/l ）以上とする。

エ 設置者は、適正な水質管理に係る情報の把握に努めること。

(7) 給水の緊急停止（法第23条関係）

専用水道の設置者は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、当該施設の所在地を管轄する保健所長及び八幡市長に報告すること。

2 水道技術管理者の責務（法第19条関係）

水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- (2) 給水開始前の水質検査及び施設検査
- (3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- (4) 定期及び臨時の水質検査
- (5) 水道施設の維持管理業務に従事している者の定期及び臨時の健康診断
- (6) 水道施設の管理運営に関する衛生上の措置
- (7) 給水の緊急停止及び関係者への周知
- (8) 給水停止命令による給水停止

3 専用水道の管理に関する技術上の業務の委託（法第24条の3関係）

専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を当該業務を適正かつ確実に実施することができる者に委託することができる。

(1) 委託の基準

ア 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。

- イ 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
 - (7) 委託に係る業務の内容に関する事項
 - (イ) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
 - (ウ) その他厚生労働省令で定める事項
- (2) 受託者の要件
 - ア 受託業務を行うに足りる経理的及び技術的基礎を有すること。
 - イ 水道法第19条に定める水道技術管理者の資格を有すること。
- (3) 委託の届出

専用水道の管理に関する技術上の業務を委託した場合は、当該委託施設の所在地を管轄する保健所長に届け出ること。
- (4) 専用水道の設置者と受託者の責任関係等

委託された業務の範囲内において、水道業務受託者を専用水道の設置者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなし適用される。また、この場合、委託された業務の範囲内において、専用水道の設置者にはこれらの規定は適用されない。

しかし、給水義務等の需要者に対する責任については、設置者固有の責任であり受託者が原因でこれらの責務を果たさない場合であっても設置者は責任を負うことになる。